

第 5 期中期計画 新旧対照表

第 5 期中期計画（改正案） （略）	第 5 期中期計画（現行） （略）
<p>(6) 地域公共交通出融資業務等</p> <p>交通事業者は従来からの厳しい経営環境に加え、コロナ禍等によって危機に瀕しており、利便性・持続可能性・効率性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築する必要がある。このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「<u>地域交通法</u>」という。）の枠組みを活用して、交通 DX・交通 GX についても機構の出資及び貸付けの対象とするなど、本業務を拡充するとされたところである。</p> <p>また、物流事業者においても担い手不足やカーボンニュートラルへの対応等の厳しい課題に直面しており、こうした状況を打開するため、<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物効法」という。）の枠組みを活用し、物流 DX・物流 GX を貸付けの対象に加えるとともに、出資制度を創設するなど</u>、本業務を拡充するとされたところである。</p> <p>このように、近年の社会経済情勢の変化を背景に、本業務の重要性が高まっていることを踏まえ、以下のとおり、<u>地域交通法や物効法</u>に基づく大臣認定を受けた事業への支援に積極的に取り組む。</p> <p>① 地域公共交通出資及び貸付け</p> <p><u>地域交通法</u>第29条の2の規定に基づき、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</p> <p>(a) 地域公共交通出融資</p> <p>認定軌道運送高度化事業等（バス、タクシー、鉄道等の交通 DX・交通 GX を含み、(b)に該当する事業を除く。）の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</p> <p>出資及び貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、</p>	<p>(6) 地域公共交通出融資業務等</p> <p>交通事業者は従来からの厳しい経営環境に加え、コロナ禍等によって危機に瀕しており、利便性・持続可能性・効率性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築する必要がある。このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「<u>地活化法</u>」という。）の枠組みを活用して、交通 DX・交通 GX についても機構の出資及び貸付けの対象とするなど、本業務を拡充するとされたところである。</p> <p>また、物流事業者においても担い手不足やカーボンニュートラルへの対応等の厳しい課題に直面しており、こうした状況を打開するため、<u>物流 DX・物流 GX についても機構の貸付けの対象とするなど</u>、本業務を拡充するとされたところである。</p> <p>このように、近年の社会経済情勢の変化を背景に、本業務の重要性が高まっていることを踏まえ、以下のとおり、<u>地活化法や流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物効法」という。）</u>に基づく大臣認定を受けた事業への支援に積極的に取り組む。</p> <p>① 地域公共交通出資及び貸付け</p> <p><u>地活化法</u>第29条の2の規定に基づき、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</p> <p>(a) 地域公共交通出融資</p> <p>認定軌道運送高度化事業等（バス、タクシー、鉄道等の交通 DX・交通 GX を含み、(b)に該当する事業を除く。）の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。</p> <p>出資及び貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資等を行うか否かの決定に際し、</p>

政策的意義を踏まえてリスクを適切に評価するとともに、公的資金を活用する場合にあっては中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に業務を行う。

また、毎年度、出資及び貸付対象事業の進捗状況、出資及び貸付対象事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。

これらにより、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するとともに、公的資金を活用する場合にあっては、出資については毀損を生じさせないこと、貸付けについては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

(b) 都市鉄道融資

認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを行う。

貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行う。

また、毎年度、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

② 物流出融資

物効法第20条の2の規定に基づき、物流施設、物流DX・物流GX関連設備整備の認定総合効率化事業実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。

出資及び貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、出資及び貸付対象事業を適切に評価し、出資を行うに当たっては中長期的な収益性が見込まれること等を、貸付けを行うに当たっては償還確実性等を確認した上で適切に業務を行う。

また、毎年度、出資及び貸付対象事業の進捗状況、出資及び

政策的意義を踏まえてリスクを適切に評価するとともに、公的資金を活用する場合にあっては中長期的な収益性が見込まれること等を確認し、適切に業務を行う。

また、毎年度、出資及び貸付対象事業の進捗状況、出資及び貸付対象事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、出資及び貸付資金の効率的な使用及び適切な回収を図る。

これらにより、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するとともに、公的資金を活用する場合にあっては、出資については毀損を生じさせないこと、貸付けについては約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

(b) 都市鉄道融資

認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設の建設に必要な資金の貸付けを行う。

貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、貸付対象事業を適切に評価し、償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行う。

また、毎年度、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。

② 物流融資

物効法第20条の2の規定に基づき、従来の融資対象である物流施設に加え、新たに融資対象とした物流DX・物流GX関連設備整備の認定総合効率化事業実施に必要な資金の貸付けを行う。

_____貸付けを行うに当たっては、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、_____貸付対象事業を適切に評価し、

_____償還確実性等を確認した上で貸付けの判断を行う。

また、毎年度、_____貸付対象事業の進捗状況、_____

<p>貸付対象事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、<u>出資については毀損を生じさせないこと、貸付けについては</u>約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。</p>	<p>貸付対象事業者の財務状況の把握等のモニタリングを通じて、当該事業が適切に遂行されるよう努め、<u>約定に沿った債権の確実な回収を通じて元本・利息延滞及び償還条件変更の新規発生ゼロを目指す。</u></p>
(略)	(略)
<p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算、収支計画及び資金計画 <u>別紙</u>のとおり。</p>	<p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算、収支計画及び資金計画 <u>別紙</u>のとおり。</p>

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度)
新旧対照表

改正後		現行	
別紙		別紙	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度) 【地域公共交通等勘定】		鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度) 【地域公共交通等勘定】	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
予 算	区 分	予 算	区 分
	金 額		金 額
収入		収入	
運営費交付金	528	運営費交付金	528
政府出資金	4,040	政府出資金	40
借入金等		借入金等	
財政融資資金借入金	65,900	財政融資資金借入金	65,900
業務収入	42,156	業務収入	42,156
業務外収入	6	業務外収入	6
他勘定より受入	70	他勘定より受入	70
計	112,701	計	108,701
支出		支出	
業務経費		業務経費	
地域公共交通等業務関係経費	70,084	地域公共交通等業務関係経費	66,084
借入金等償還	17,598	借入金等償還	17,598
支払利息	23,876	支払利息	23,876
一般管理費	226	一般管理費	226
人件費	853	人件費	853
業務外支出	62	業務外支出	62
計	112,701	計	108,701
[人件費の見積もり] 692百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である		[人件費の見積もり] 692百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である	

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度)
新旧対照表

改正後		現行	
別紙		別紙	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度) 【地域公共交通等勘定】		鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度) 【地域公共交通等勘定】	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
収支計画	区分	金額	金額
費用の部		25,134	25,134
経常費用		1,154	1,154
地域公共交通等業務費		74	74
一般管理費		1,078	1,078
減価償却費		1	1
財務費用		23,980	23,980
収益の部		25,133	25,133
運営費交付金収益		526	526
地域公共交通等業務収入		24,599	24,599
資産見返負債戻入		0	0
資産見返運営費交付金戻入		0	0
資産見返補助金等戻入		0	0
雑益		6	6
純利益		△ 1	△ 1
目的積立金取崩額		1	1
総利益		-	-

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度)
新旧対照表

改正後		現行	
別紙		別紙	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度) 【地域公共交通等勘定】		鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(令和5年度～令和9年度) 【地域公共交通等勘定】	
(単位:百万円)		(単位:百万円)	
資金計画	区 分	金 額	金 額
資金支出		<u>112,734</u>	<u>108,734</u>
業務活動による支出		<u>95,103</u>	<u>91,103</u>
投資活動による支出		2	2
財務活動による支出		17,598	17,598
翌年度への繰越金		31	31
資金収入		<u>112,734</u>	<u>108,734</u>
業務活動による収入		42,761	42,761
運営費交付金による収入		528	528
その他の収入		42,233	42,233
財務活動による収入		<u>69,940</u>	<u>65,940</u>
前年度よりの繰越金		33	33
(注) 単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。		(注) 単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。	